

# 「原野商法の二次被害」トラブル

## 事例

30年前に値上がりすると言われ購入した山林を売ってあげると勧誘された。諸費用として100万円請求されているが、家族からはだまされていると反対されている。(80才代、男性)

## アドバイス

過去に**原野商法**\*のトラブルにあった方や、その原野を相続した家族が再度トラブルにあうという『**二次被害**』が依然として多発しています。



- 土地を買い取る、諸費用は後で返す、と言われてもきっぱり断る。
- 根拠がはっきりしない請求にはお金は支払わない。
- 宅地建物取引業の免許を持っていても、安易に信用しない。
- おかしいと思ったときは消費生活センターに相談する。

※原野商法: 将来の値上がりの見込みのほとんどないような原野や山林などの土地を、値上がりするかのようにならして販売する手口。1970年代から80年代にかけて社会問題になった。

☆ 消費生活センターでは、専門の消費生活相談員が相談・助言・事業者へのあっせんなどのトラブルの解決に向けたお手伝いをしています。

☆ 消費生活センターへの相談は、新たな消費者被害の防止に役立っています。



兵庫県立消費生活総合センター 企画研修課

〒650-0046 神戸市中央区港島中町4-2

TEL: 078-302-4000

【消費生活相談: 078-303-0999】

【主な勧誘手口】「勧誘手口」の分類区分は政府広報オンライン参照

<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201806/2.html>

売却勧誘（下取り型）

昔、購入した原野を売却しないかと電話があったので、相続問題で困っていたこともあり自宅に来てもらった。税金対策で「売却」と同時に別の土地を「購入」することになった。売却と購入の差額を支払うだけと思っていたところ、さらに400万円請求された。だまされたのだろうか。（90代 男性）



売却勧誘（サービス提供型）

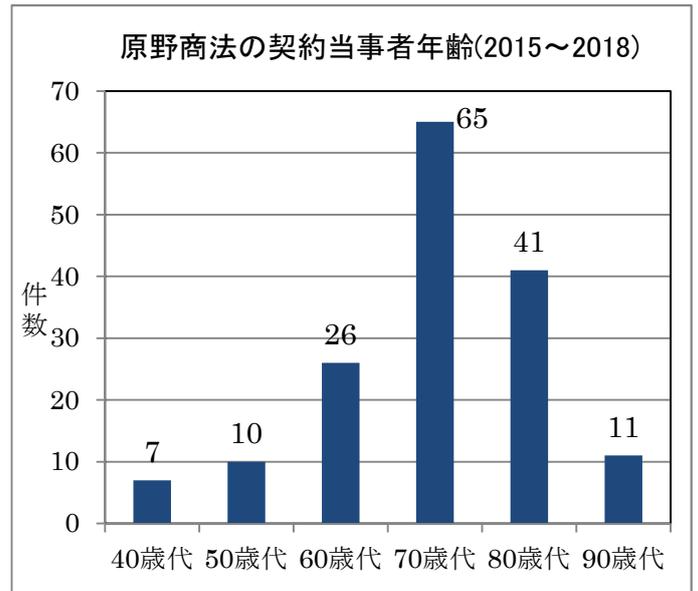
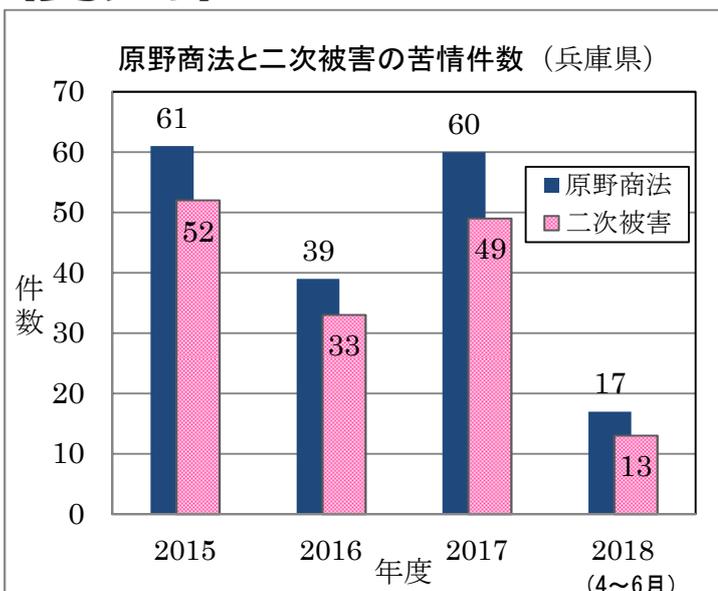
40年前、夫が郊外の土地を購入していたが、値上がりもせず持て余していた。先日、土地を売ってあげるとの電話があったので話を聞いたところ、400万円ほどで売却できるが、そのためには測量や航空写真の撮影などの費用として30万円程度かかると言われた。契約をしても大丈夫だろうか。（70代 女性）



管理費請求型

30年以上前に原野商法で購入した別荘地を持っている。以前は草刈りなど手入れしていたが、現在は雑木林のようになっている。突然、5年間分の管理費として約30万円を支払うようにとの文書が届いた。この業者とは管理契約をした覚えはない。（70代 男性）

【参考データ】



- ※ 原野商法の内、約8割が「二次被害」
- ※ 契約当事者の平均年齢は73歳（2015~2018年度）
- ※ 支払額の平均は約132万円

（2018年8月作成）